
第1章

計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景・趣旨

わが国の自殺者数は、平成10年（1998年）以降3万人を超える水準で推移し、平成22年（2010年）以降は連續して減少しています。しかしながら、依然毎年2万人を超える水準で推移しており、これは年間で約4千人が犠牲となっている交通事故死のおよそ5倍に相当します。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な要因があることが知られています。また、自殺未遂者の数は、実際の自殺者の少なくとも10倍にのぼるとされ、自殺者や自殺未遂者の周囲には、それによって強い打撃を受ける身近な家族の存在があります。

世界保健機関（WHO）は、平成15年（2003年）に開催した世界自殺防止会議において、「自殺（自死）は『追い詰められた末の死』であり、『避けることの出来る死』。つまり、個人の問題ではなく、社会的な問題である」としています。わが国においても自殺は社会的な対応が緊急に求められている大きな課題となっています。

国では、自殺の防止と自殺者の親族等への支援の充実を目的として、平成18年（2006年）10月に自殺対策基本法を施行しました。さらに、平成28年（2016年）4月の自殺対策基本法の改正により、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策の一層の強化を図っています。

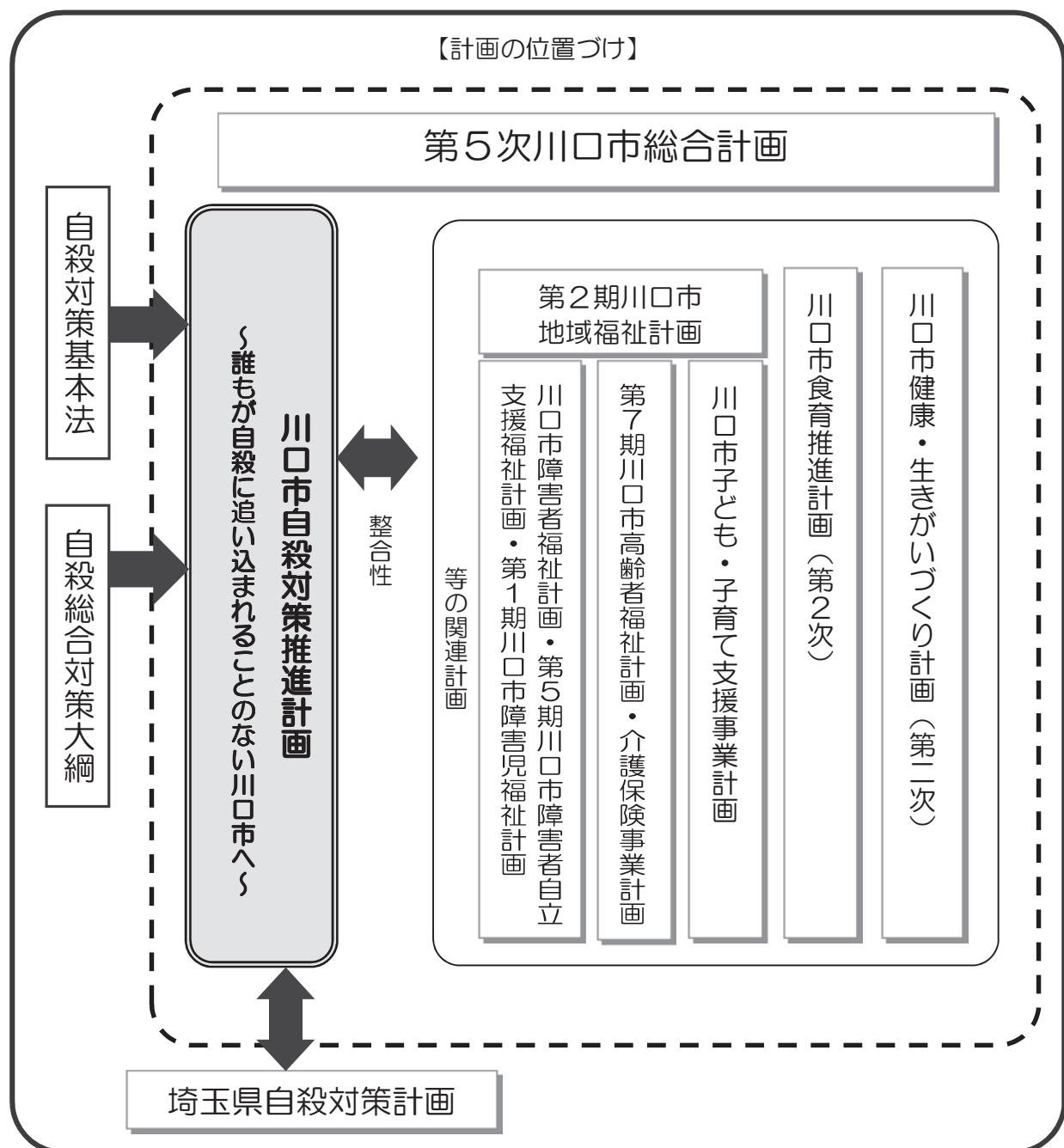
本市では、地域における自殺の基礎資料をみると、平成25年（2013年）から平成29年（2017年）の累計で517人が自殺し、毎年100人前後が自殺で亡くなっています。また、年齢別の自殺死亡率の比較では、本市の自殺は40歳代から50歳代の勤労者、70歳代以上の高齢者で国や県を上回る水準となっていることなど、重点的な取り組みが必要とされています。

本計画は、改正自殺対策基本法に基づき、すべての市町村が策定する「市町村自殺対策計画」であり、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを念頭に、「誰も自殺に追い込まれることのない川口市」の実現を、市民、関係機関、行政等が一体となって目指すための指針として策定したものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて策定したものであり、平成28年(2016年)に改正された自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として位置づけられるものです。

また、市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である「川口市総合計画」の個別計画として位置づけるとともに、「川口市地域福祉計画」、「川口市健康・生きがいづくり計画」その他の市の関連計画や県の自殺対策計画との整合性を図って策定したものです。



第3節 計画の期間

本計画は、平成31年度（2019年度）から2023年度までの5年間を計画期間として策定し、定期的な評価と進捗状況の管理を行う方針とします。

ただし、国の「自殺総合対策大綱」及び「埼玉県自殺対策計画」の見直しの状況等も踏まえ、必要に応じて見直しを行い、より効果的に施策が推進されるよう取り組みます。

和暦(年度)	H29	H30	H31					
西暦(年度)	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
計画期間								
川口市自殺対策推進計画								